

令和2年12月3日

草加八潮消防組合  
管理者 浅井昌志様

草加八潮消防組合特別職報酬等審議会  
会長 山下裕歩

特別職の報酬等の額について（答申）

令和2年11月25日付け草加八潮総第650号で諮問のあった産業医報酬額の改定について、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 報酬等の額

次のとおり改定することが適当である。

区分	現行	答申
産業医	日額 8,000円	月額 50,000円

2 改定の実施時期

令和3年4月1日から改定することが適当である。

3 説明

草加八潮消防組合特別職報酬等審議会条例第2条の規定により諮問のあった産業医報酬額の改定について、職務の状況、類似団体における報酬の状況等の資料を参考に、広範な視点から慎重な審議を行った。

- (1) 現行の産業医報酬額について類似団体と比較したところ低水準であり、他の団体の多くが支給区分を月額としている。
- (2) 平成31年4月の法改正に伴い、平成28年の現行報酬額の設定時と比較し、産業医の職務が増加し、責任がより重いものになっている。

以上の観点から総合的に判断した結果、本審議会では報酬額等を改定することが適当であるとの結論に至った。

草加八潮消防組合特別職報酬等審議会

会 長 山 下 裕 步

会長職務代理者 飯 田 房 義

委 員 穴 倉 身

委 員 高 原 伸 広